

4月から

始まり コンビニ収納が

平成26年4月から税金や各種料金をコンビニエンスストア(コンビニ)で納めることができます。なお、今まで通り指定金融機関での納付も可能です。



● コンビニで収納できる町税や料金と問い合わせ部署

町税等	町県民税	税務住民課税務班 (内線 235・236)
	固定資産税	
	軽自動車税	
	国民健康保険税	
使用料等	住宅使用料	建設課 (内線 375)
	保育所保育料	福祉人権課児童人権班 (内線 241・242)
	後期高齢者保険料	保険健康課保険年金班 (内線 202・205)
	上水道・下水道料金	上下水道課 (内線 251・252・255・256)

● 利用できるコンビニ

セブンイレブン	ファミリーマート	ミニストップ
ローソン	エブリワン	MMK設置店
くらしハウス	ココストア	コミュニティ・ストア
サークルK	サンクス	スパーク北海道
スリーエイト	スリーエフ	生活彩家
セイコーマート	セーブオン	タイエー
デイリーヤマザキ	ニューヤマザキデイリーストア	ハセガワストア
ポプラ	ヤマザキスペシャルパートナーショップ	ヤマザキデイリーストア

● 次のような納付書はコンビニでは納付できません

- ①バーコードが印字されていない納付書
- ②一枚あたり 30 万円を超える納付書
- ③金額が訂正されている納付書
- ④納付期限から 20 日以上を過ぎた納付書
- ⑤上水道・下水道料金は、納付期限を過ぎた納付書
- ⑥汚れなどによってバーコードを読み取ることができない納付書

● その他の注意点

- ①コンビニエンスストアで納付した場合、鞍手町で納税確認ができるまで2週間程度かかる場合があります。コンビニエンスストアで納付後2週間以内に町に納税証明書の申請をする場合は領収書をご持参ください。
- ②平成26年度より町税等の納税通知書や納付書は冊子になっていません。納付書の紛失にご注意ください。また、納付の際は納付書に記載している期別と納付期限を確認の上、間違いのないよう期別の順に各納付期限までに納付してください。期別を誤って納付されても、他の期別に充てることはできません。
- ③平成25年度以前の町税、料金の納付を忘れていた場合などは、各関係課にご連絡いただければ、コンビニエンスストアで納付ができる納付書を再発行することができます。